

第6章(年少者)

満15歳未満の児童の使用は、原則として禁止されている。

(児童が満15歳に達した日、以降の最初の3月31日があるまで。)

義務教育中の児童を、使用者が使用する場合、その労働が児童の健康及び福祉に有害でなく労働が軽易なものについては、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、勉学の時間以外の時間に限り使用することができる。(映画の製作、演劇等)

満18歳未満(義務教育終了者)の労働者の使用。

基本的には、一般労働者と同様になるが、危険有害業務の就業禁止、坑内労働の禁止、深夜業の制限等が法律により定められています。

第6章の2(女性)

基本的には、男女雇用機会均等法により、男性、女性同等であるが、特に女性の場合は下記の点が、法律により定められています。

◎妊産婦に対し危険有害業務の就業制限。坑内労働の制限。

◎産前産後の休暇、育児時間の保障、生理日の就業が著しく困難な場合の休暇の保障等。